

# 新規上場申請のための半期報告書

(第6期中)

自 2025年1月1日  
至 2025年6月30日

株式会社フツパー

## 表 紙

第一部 企業情報 .....	1
第1 企業の概況 .....	1
1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	2
第2 事業の状況 .....	3
1 事業等のリスク .....	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3
3 経営上の重要な契約等 .....	4
第3 提出会社の状況 .....	5
1 株式等の状況 .....	5
(1) 株式の総数等 .....	5
(2) 新株予約権等の状況 .....	11
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	12
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	13
(5) 大株主の状況 .....	14
(6) 議決権の状況 .....	14
2 役員の状況 .....	15
第4 経理の状況 .....	16
1 中間財務諸表 .....	17
(1) 中間貸借対照表 .....	17
(2) 中間損益計算書 .....	18
中間会計期間 .....	18
(3) 中間キャッシュ・フロー計算書 .....	19
2 その他 .....	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	23

[期中レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿

【提出日】 2025年11月19日

【中間会計期間】 第6期中（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

【会社名】 株式会社フツパー

【英訳名】 Hutzper Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大西 洋

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島一丁目11番16号新大阪CSPビル北館4階

【電話番号】 06-7777-2552

【事務連絡者氏名】 取締役兼管理本部長 高木 真一郎

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島一丁目11番16号新大阪CSPビル北館4階

【電話番号】 06-7777-2552

【事務連絡者氏名】 取締役兼管理本部長 高木 真一郎

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 中間会計期間	第5期
会計期間	自2025年1月1日 至2025年6月30日	自2024年1月1日 至2024年12月31日
売上高 (千円)	467,941	602,796
経常利益又は経常損失(△) (千円)	138,784	△65,119
中間純利益又は当期純損失(△) (千円)	118,951	△23,042
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	239,650	100,000
発行済株式総数 普通株式 (株)	10,000 3,333 3,316 931	10,000 3,333 3,316 —
純資産額 (千円)	711,991	313,739
総資産額 (千円)	884,295	477,033
1株当たり中間純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	7.85	△2.77
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	80.5	65.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	131,504	△39,357
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,250	△5,996
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	278,222	58,000
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	679,208	277,731

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適当した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
3. 第6期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 当社は、第5期中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、第5期中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
5. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
6. 第6期中間会計期間の中間財務諸表並びに第5期事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、仰星監査法人の期中レビュー及び監査を受けております。
7. 2025年8月13日開催の取締役会において、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月28日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、2025年9月30日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。

8. 2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益及び1株当たり当期純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前中間会計期間については中間財務諸表を作成していないため、前年同中間会計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、企業収益の改善を背景に設備投資の増加や、雇用や所得環境の改善が進み、世界的な物価上昇の影響を受けつつも景気は緩やかな回復基調にありました。一方で、米国の通商政策等による景気の下振れリスクが高まるなど、先行きが不透明な状況が続いております。

このような中、当社が属する国内AI市場においては、「Chat GPT」をはじめとする生成AIの技術革新や自律的に業務を遂行するAIエージェントへの注目の高まりなどの結果、企業の競争力の強化や人材不足への対応から幅広い産業で積極的なDX投資が行われており、事業環境は堅調に推移しております。

この結果、当中間会計期間においては、取引社数が99社、売上高467,941千円、営業利益130,295千円、経常利益138,784千円、中間純利益118,951千円となりました。また、売上高に占める継続顧客売上高は366,518千円、ライセンス収入は40,237千円となりました。当中間会計期間末の受注残高は、573,087千円となります。

なお、当社は製造業向けAIサービス事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) 財政状態の状況

##### (資産)

当中間会計期間末における資産合計は884,295千円となり、前事業年度末に比べ407,261千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加401,477千円、仕掛品の増加41,289千円、売掛金の減少44,938千円等によるものであります。

##### (負債)

当中間会計期間末における負債合計は172,303千円となり、前事業年度末に比べ9,009千円増加いたしました。これは主に、未払法人税等の増加28,536千円、契約負債の増加10,691千円、買掛金の減少36,070千円等によるものであります。

##### (純資産)

当中間会計期間末における純資産合計は711,991千円となり、前事業年度末に比べ398,251千円増加いたしました。これは、第三者割当増資により資本金及び資本剰余金がそれぞれ139,650千円増加、中間純利益の計上により、利益剰余金が118,951千円増加したことによるものであります。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ401,477千円増加し、679,208千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、131,504千円の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上138,784千円、売上債権の減少額44,938千円、棚卸資産の増加額40,763千円等によるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、8,250千円の支出となりました。これは、無形固定資産の取得による支出5,059千円、有形固定資産の取得による支出3,190千円によるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、278,222千円の収入となりました。これは、第三者割当増資により、株式の発行による収入が278,222千円発生したことによるものであります。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(5) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(7) 研究開発活動

当中間会計期間における当社の研究開発活動の金額は、21,441千円であります。

なお、当中間会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(8) 経営成績に重要な影響を与える要因

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(9) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間会計期間において、資本の財源及び資金の流動性について重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	990,000
A種優先株式	10,000
A2種優先株式	10,000
B種優先株式	10,000
計	1,020,000

(注) 2025年9月30日開催の臨時株主総会において定款の一部変更を行い、2025年10月1日付でA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、譲渡制限廃止に伴う定款変更を行い、普通株式の発行可能株式総数を35,000,000株としております。

###### ②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） (2025年6月30日)	提出日現在発行数（株） (2025年11月19日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	10,000	8,790,000	非上場	(注) 1、2、3
A種優先株式	3,333	—	非上場	(注) 1、4
A2種優先株式	3,316	—	非上場	(注) 1、4
B種優先株式	931	—	非上場	(注) 1、4
計	17,580	8,790,000	—	—

(注) 1. 2025年8月13日開催の取締役会において、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2025年8月28日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、2025年9月30日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、会社法第178条の規定に基づき、消却しております。  
 2. 2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は8,772,420株増加し、8,790,000株となっております。  
 3. 2025年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部変更を行い、2025年10月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。  
 4. A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の内容は以下のとおりです。

##### 1. 優先配当

(1) 当会社は、剰余金の配当（中間配当を含む。以下単に「配当」という。）を行うときは、B種優先株式の保有者（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録質権者」という。）に対し、A2種優先株式の保有者（以下「A2種優先株主」という。）及びA2種優先株式の登録株式質権者（以下「A2種優先登録質権者」という。）、A種優先株式の保有者（以下「A種優先株主」という。）及びA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録質権者」という。）並びに普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき第2項（残余財産の分配）第(1)号に定めるB種優先分配額（第2項（残余財産の分配）第(5)号及び第(6)号に基づきB種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の6%に相当する剰余金（以下「B種優先配当額」という。）を配当する。但し、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日によりB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 前号に基づく配当の後、更に配当を行う場合には、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者

に先立ち、A2種優先株式1株につき第2項（残余財産の分配）第(2)号に定めるA2種優先分配額（第2項（残余財産の分配）第(5)号及び第(6)号に基づきA2種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の6%に相当する剰余金（以下「A2種優先配当額」という。）を配当する。但し、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日によりA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。

- (3)前号に基づく配当の後、更に配当を行う場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A2種優先株主及びA2種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき第2項（残余財産の分配）第(3)号に定めるA種優先分配額（第2項（残余財産の分配）第(5)号に基づきA種優先分配額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）の6%に相当する剰余金（以下「A種優先配当額」という。）を配当する。但し、既に当該配当の基準日と同じ事業年度中に設けられた基準日によりA種優先株主又はA種優先登録質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、その額を控除した額とする。なお、当会社がさらに配当を行う場合には、B種優先株式、A2種優先株式、A種優先株式及び普通株式に対し1株当たり同額の配当をする。
- (4)ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がB種優先配当額に達しない場合及びA2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA2種優先配当額に達しない場合、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対して行う1株当たりの配当の額がA種優先配当額に達しない場合であっても、当該不足額は翌事業年度以降に累積しないものとする。
- (5)前各号に基づく計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 2. 残余財産の分配

- (1)当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対し、A2種優先株主及びA2種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき金300,000円（以下「B種優先分配額」という。）を支払う。
- (2)前号による分配の後なお残余財産がある場合には、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A種優先株主及びA種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A2種優先株式1株につき金128,000円（以下「A2種優先分配額」という。）を支払う。
- (3)前号による分配の後なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対し、B種優先株主及びB種優先登録質権者、A2種優先株主及びA2種優先登録質権者並びに普通株主及び普通登録質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金45,000円（以下「A種優先分配額」という。）を支払う。
- (4)前号による分配の後なお残余財産がある場合には、当該残余財産を普通株主又は普通登録質権者、A種優先株主又はA種優先登録質権者、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者及びB種優先株主又はB種優先登録質権者に対して分配する。この場合、当会社は、A種優先株主又はA種優先登録質権者に対しては、前号の分配額に加え、A種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、A2種優先株主又はA2種優先登録質権者に対しては、第(2)号の分配額に加え、A2種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるA2種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配し、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、第(1)号の分配額に加え、B種優先株式1株につき、普通株主又は普通登録質権者に対して普通株式1株につき分配する残余財産に第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）に定めるB種取得比率を乗じた額と同額の残余財産を分配する。
- (5)A種優先分配額は、下記の定めに従い調整される。

①A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとし、以下同じとする。

$$\text{調整後分配額} = \frac{\text{当該調整前の分配額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

②A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種優先分配額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{既発行A種優先株式数} \times \text{前分配額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{払込金額} \\ \text{調整後分配額} = & \end{aligned}$$

既発行A種優先株式数 + 新発行A種優先株式数

③上記①及び②における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(6) A2種優先分配額並びにB種優先分配額は、前号の定めに準じて調整されるものとし、前号の規定中、「A種」とあるのはそれぞれ「A2種」並びに「B種」と読み替えて適用するものとする。

### 3. 普通株式と引換えにする取得請求権

(1) A種優先株主は、A種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「A種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA種取得請求権の行使により各A種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A種優先株式の基準価額

$$\text{A種取得比率} = \frac{\text{A種優先株式の基準価額}}{\text{A種取得価額}}$$

②上記①のA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、いずれも当初45,000円とする。

(2) A2種優先株主は、A2種優先株主となった時点以降いつでも、保有するA2種優先株式の全部又は一部につき、当会社がA2種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「A2種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①A2種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

A2種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「A2種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるA2種取得請求権の行使により各A2種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

A2種優先株式の基準価額

$$\text{A2種取得比率} = \frac{\text{A2種優先株式の基準価額}}{\text{A2種取得価額}}$$

②上記①のA2種優先株式の基準価額及びA2種取得価額は、いずれも当初128,000円とする。

(3) B種優先株主は、B種優先株主となった時点以降いつでも、保有するB種優先株式の全部又は一部につき、当会社がB種優先株式を取得するのと引換えに普通株式を交付することを当会社に請求することができる権利（以下「B種取得請求権」という。）を有する。その条件は以下のとおりとする。

①B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数

B種優先株式 1 株の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の株式数（以下「B種取得比率」という。）は次のとおりとする。かかるB種取得請求権の行使により各B種優先株主に対して交付される普通株式の数につき 1 株未満の端数が発生した場合はこれを切り捨て、金銭による調整を行う。

B種優先株式の基準価額

$$\text{B種取得比率} = \frac{\text{B種優先株式の基準価額}}{\text{B種取得価額}}$$

②上記①のB種優先株式の基準価額及びB種取得価額は、いずれも当初300,000円とする。

### 4. 取得価額等の調整

(1) 前項に定めるA種優先株式の基準価額及びA種取得価額は、以下の定めにより調整される。

①株式等の発行又は処分に伴う調整

A種優先株式発行後、下記(a)又は(b)に掲げる事由により当会社の株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、前項のA種取得価額（以下「A種取得価額」という。）を、下記に定める調整式に基づき調整する。調整後のA種取得価額の適用時期は、下記(a)及び(b)のそれぞれに定めるところによる。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(a) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は処分する場合（株式無償割当てを含む。）。但し、A種取得請求権の行使、又は潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の取得原因（潜在株式等に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由を意味する。以下同じ。）の発生による場合を除く。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日があるときはその日の翌日、それ以外のときは株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降にこれを適用する。

(b) 調整前のA種取得価額を下回る潜在株式等取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等を発行又は処分する場合（無償割当てを含む。）。本(b)にいう「潜在株式等取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額（法令上確定しない場合は当会社が合理的に定める金額とする。）を意味するものとし、以下同様とする。調整後のA種取得価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日、それ以外のときは潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、全ての潜在株式等につき取得原因が発生したものとみなし、このみなされる日の翌日以降これを適用する。

記

$$\begin{array}{cccc} \text{既発行} & \text{当該調整前} & \text{新発行} & \text{1株当たり} \\ \text{株式数} \times \text{A種取得価額} & + & \text{株式数} \times \text{払込金額} & \\ \text{調整後A種取得価額} = & \hline \end{array}$$

$$\frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後のA種取得価額を適用する日の前日における、(i)当会社の発行済普通株式数（自己株式を除く。）と、(ii)発行済の普通株式以外の種類株式（自己株式を除く。）の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに交付される普通株式数との合計数を意味するものとする（但し、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

当会社が自己の保有する株式又は潜在株式等を処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」は「処分する株式数」と読み替えるものとする。

当会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合においては、上記の調整式で使用する「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数、「1株当たり払込金額」とは、上記(b)に定める潜在株式等取得価額を、それぞれ意味するものとする。

上記(a)又は(b)に定める普通株式又は潜在株式等の発行又は処分が、株主割当て又は無償割当てにより行われる場合は、前項に定めるA種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

上記の定めにかかわらず、本①に基づく調整は、A種優先株式の発行済株式総数の3分の2以上を有するA種優先株主が書面により調整しないことに同意した場合には行われない。

②株式の分割又は併合による調整

A種優先株式発行後、株式の分割又は併合を行う場合は、A種取得価額は以下の調整式に基づき調整される。調整後のA種取得価額は、株式分割の場合は割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。また、この場合A種優先株式の基準価額も、A種取得価額と同様に調整されるものとする。

1

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{当該調整前A種取得価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

③その他の調整

上記に掲げた事由によるほか、次に該当する場合には、当会社は取締役会の決議に基づき、合理的な範囲においてA種取得価額及びA種優先株式の基準価額の双方又はいずれかの調整を行うものとする。

- (a) 資本減少、時価を超える価格での普通株式若しくは潜在株式等の有償取得、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のためにA種取得価額の調整を必要とする場合。
- (b) 潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合。但し、潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
- (c) 潜在株式等にかかる上記①(b)に定める潜在株式等取得価額が修正される場合。
- (d) 上記のほか、当会社の普通株式数に変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によってA種取得価額の調整が必要であると取締役会の決議により合理的に判断する場合。

- (2) 前項の規定はA2種優先株式並びにB種優先株式に準用するものとし、「A種」とあるのはそれぞれ「A2種」並びに「B種」と読み替えて適用するものとする。

## 5. 普通株式と引換えにする取得

- (1) 当会社は、A種優先株式の発行以降、当会社の株式のいづれかの金融商品取引所への上場（以下「株式上場」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA種優先株式の全部を取得し、

引換えにA種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項（取得価額等の調整）の定めを準用する。但し、A種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

- (2)当会社は、A2種優先株式の発行以降、株式上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のA2種優先株式の全部を取得し、引換えにA2種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項（取得価額等の調整）の定めを準用する。但し、A2種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。
- (3)当会社は、B種優先株式の発行以降、株式上場の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式上場に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済のB種優先株式の全部を取得し、引換えにB種優先株主に当会社の普通株式を交付することができる。かかる場合に交付すべき普通株式の内容、数その他の条件については、第3項（普通株式と引換えにする取得請求権）及び前項（取得価額等の調整）の定めを準用する。但し、B種優先株主に交付される普通株式の数に1株に満たない端数が発生した場合の処理については、会社法第234条に従うものとする。

## 6. 株式の分割、併合及び株主割当て等

- (1)当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同一割合でこれを行う。
- (2)当会社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行うものとする。
- (3)当会社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式又はA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A2種優先株主にはA2種優先株式又はA2種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、B種優先株主にはB種優先株式又はB種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。

## 7. 議決権

- (1)A種優先株主は、当会社株主総会及びA種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A種種類株主総会」という。）において、A種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (2)A2種優先株主は、当会社株主総会及びA2種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「A2種種類株主総会」という。）において、A2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。
- (3)B種優先株主は、当会社株主総会及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会（以下「B種種類株主総会」という。）において、B種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

## 8. A種優先株主の種類株主総会の決議を要する事項に関する定め

- (1)下記の各事項のうち、会社法又は定款において株主総会決議事項又は取締役会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA種種類株主総会の決議を得るものとする。
- ①定款の変更  
②株式、新株予約権、新株予約権付社債、又は社債の発行又は処分。但し、第4項（取得価額等の調整）第(1)号①(a)に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合を除く。  
③剰余金の配当  
④取締役、監査役、会計参与、会計監査人及び代表取締役の選任及び解任  
⑤取締役、監査役及び会計参与の報酬等の決定  
⑥経営株主の株式譲渡の承認  
⑦合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転  
⑧増資又は減資  
⑨解散決議又は清算手続の開始  
⑩破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立て、又はこれらに準ずる手続の申立て  
⑪自己株式の取得、株式分割、株式併合、又は単元株の設定

- ⑫会社法上取締役会の承認を要する当会社の取締役との取引
  - ⑬当会社の全て又はほぼ全ての知的財産権の第三者に対する独占的なライセンスの供与
  - ⑭知的財産権又は1000万円以上の財産の処分
  - ⑮1件につき5000万円を超える第三者からの借入
  - ⑯第4項（取得価額等の調整）第(1)号①(b)に定める潜在株式等取得価額の決定
  - ⑰第4項（取得価額等の調整）第(1)号③に基づくA種取得価額及びA種優先株式の基準価額の調整
  - (2)前号の事項に関するA種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主総会において議決権を行使することができるA種優先株主の議決権の過半数を有するA種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
9. A2種優先株主の種類株主総会の決議を要する事項に関する定め
- (1)下記の各事項のうち、会社法又は定款において株主総会決議事項又は取締役会決議事項とされていない事項は取締役会決議事項とし、当会社が下記の各事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、事前にA2種種類株主総会の決議を得るものとする。
    - ①定款の変更
    - ②株式、新株予約権、新株予約権付社債、又は社債の発行又は処分。但し、第4項（取得価額等の調整）第(1)号①(a)及び同項第(2)号に定める潜在株式等の取得原因の発生による場合を除く。
    - ③剰余金の配当
    - ④取締役、監査役、会計参与、会計監査人及び代表取締役の選任及び解任
    - ⑤取締役、監査役及び会計参与の報酬等の決定
    - ⑥経営株主の株式譲渡の承認
    - ⑦合併、事業譲渡、会社分割、株式交換又は株式移転
    - ⑧増資又は減資
    - ⑨解散決議又は清算手続の開始
    - ⑩破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始のいずれかの事由による各法令上の手続の申立て、又はこれらに準ずる手続の申立て
    - ⑪自己株式の取得、株式分割、株式併合、又は単元株の設定
    - ⑫会社法上取締役会の承認を要する当会社の取締役との取引
    - ⑬当会社の全て又はほぼ全ての知的財産権の第三者に対する独占的なライセンスの供与
    - ⑭知的財産権又は1000万円以上の財産の処分
    - ⑮1件につき5000万円を超える第三者からの借入
    - ⑯第4項（取得価額等の調整）第(1)号①(b)及び同項第(2)号に定める潜在株式等取得価額の決定
    - ⑰第4項（取得価額等の調整）第(1)号③及び同項第(2)号に基づくA2種取得価額及びA2種優先株式の基準価額の調整
  - (2)前号の事項に関するA2種種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、A2種種類株主総会において議決権を行使することができるA2種優先株主の議決権の過半数を有するA2種優先株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

名称	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2025年1月30日	2025年2月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 59	社外協力者 1
新株予約権の数（個）※	560（注）1	10（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 560[280,000]（注）1、6	普通株式 10[5,000]（注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	170,000[340]（注）2、6	180,000[360]（注）2、6
新株予約権の行使期間※	2027年1月31日から 2040年1月30日まで	2027年2月28日から 2040年2月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 170,000[340] 資本組入額 85,000[170]（注）6	発行価格 180,000[360] 資本組入額 90,000[180]（注）6
新株予約権の行使の条件※	（注）4	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注）3	（注）3
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5	（注）5

※新株予約権発行時（2025年1月31日及び2025年2月28日）における内容を記載しております。新株予約権の発行日から提出日の前月末現在（2025年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については新株予約権の発行時における内容から変更ありません。

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

(1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について別途定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(2)本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

(3)権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

(4)上記(3)の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた場合には、買収決議等が行われた日以降、14日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

①当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び

「関連会社」を意味する。

- ②当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ③当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ④当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。
  - ⑤当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。
  - ⑥当社を対象とする株式交付が行われることにより、当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が取得すること。
- (5)本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

#### 5. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いざれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

##### (1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。

##### (2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

##### (4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

##### (5)新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

##### (6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

##### (7)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の承認を要するものとする。

##### (8)組織再編行為の際の取扱い

本注に準じて決定する。

#### 6. 2025年8月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

##### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2025年3月7日 (注) 1		普通株式 10,000 A種優先株式 3,333 A2種優先株式 3,316 B種優先株式 931	139,650	239,650	139,650	409,368

(注) 1. 有償第三者割当増資

割当先 オリックス株式会社、富士電機株式会社、村上真之助、ロート製薬株式会社、株式会社リバネスキャピタル、セーフィーベンチャーズ株式会社、広島大学・広島県内大学発ベンチャー支援投資事業有限責任組合、HVC2号投資事業有限責任組合、三菱UFJキャピタル8号投資事業有限責任組合、ちゅうぎんインフィニティファンド1号投資事業有限責任組合

発行価格 300,000円

資本組入額 150,000円

2. 2025年8月28日付でA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式について、2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
3. 2025年8月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は8,772,400株増加し、8,790,000株となっております。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大西 洋	神戸市東灘区	5,247	29.85
ANRI4号投資事業有限責任組合	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー15F	2,782	15.82
黒瀬 康太	東京都品川区	2,247	12.78
弓場 一輝	大阪市東淀川区	1,747	9.94
フツパー従業員持株会	大阪市淀川区西中島一丁目11番16号 新大阪CSPビル北館4階	579	3.29
広島大学・広島県内大学発ベンチャースポーツ支援投資事業有限責任組合	広島市中区銀山町3番1号	548	3.12
GA投資組合3号	東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワー9階	456	2.59
三菱UFJキャピタル8号投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋二丁目3番4号	410	2.33
関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合	大阪市北区茶屋町18番14号	390	2.22
創発の苔1号投資事業有限責任組合	神奈川県鎌倉市雪ノ下四丁目5番9号	390	2.22
計	—	14,796	84.16

(注) 2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000 A種優先株式 3,333 A2種優先株式 3,316 B種優先株式 931	普通株式 10,000 A種優先株式 3,333 A2種優先株式 3,316 B種優先株式 931	(注) 1、2、3 (注) 1、2、3 (注) 1、2、3 (注) 1、2、3
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	17,580	—	—
総株主の議決権	—	17,580	—

(注) 1. 普通株式、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式の内容は、「1株式等の状況 (1) 株式の総数等  
②発行済株式」に記載しております。

2. 定款に定める取得条項に基づき、2025年8月28日付けですべてのA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
3. 2025年8月13日開催の取締役会決議により、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分

割を行うとともに、2025年9月30日開催の臨時株主総会決議により、2025年10月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、完全議決権株式（その他）の株式数は普通株式8,790,000株、議決権の数は8,790個、発行済株式総数の株式数は8,790,000株、総株主の議決権の議決権の数は8,790個となっております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号に基づいて作成しております。

また、当社は、第1種中間財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表について、仰星監査法人による期中レビューを受けております。

### 3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

# 1 【中間財務諸表】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当中間会計期間 (2025年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	277,731	679,208
売掛金	103,411	58,473
仕掛品	18,660	59,950
原材料	2,480	1,953
その他	16,130	16,228
<b>流動資産合計</b>	<b>418,415</b>	<b>815,814</b>
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	3,279	4,889
無形固定資産	1,572	6,255
投資その他の資産	53,766	57,335
<b>固定資産合計</b>	<b>58,617</b>	<b>68,480</b>
<b>資産合計</b>	<b>477,033</b>	<b>884,295</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	44,192	8,121
1年内返済予定の長期借入金	—	1,300
未払金	7,424	4,412
未払費用	11,886	12,337
未払法人税等	710	29,246
契約負債	4,844	15,535
その他	25,700	34,062
<b>流動負債合計</b>	<b>94,757</b>	<b>105,016</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	58,000	56,700
資産除去債務	10,535	10,586
<b>固定負債合計</b>	<b>68,535</b>	<b>67,286</b>
<b>負債合計</b>	<b>163,293</b>	<b>172,303</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	239,650
資本剰余金	440,436	580,086
利益剰余金	△226,696	△107,744
<b>株主資本合計</b>	<b>313,739</b>	<b>711,991</b>
<b>純資産合計</b>	<b>313,739</b>	<b>711,991</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>477,033</b>	<b>884,295</b>

## (2) 【中間損益計算書】

【中間会計期間】

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)	
売上高	467,941
売上原価	142,147
売上総利益	325,793
販売費及び一般管理費	※195,498
営業利益	130,295
営業外収益	
受取利息	219
補助金収入	6,853
受取褒賞金	2,438
その他	417
営業外収益合計	9,929
営業外費用	
支払利息	345
株式交付費	1,077
その他	18
営業外費用合計	1,440
経常利益	138,784
税引前中間純利益	138,784
法人税、住民税及び事業税	23,401
法人税等調整額	△3,568
法人税等合計	19,832
中間純利益	118,951

## (3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間  
(自 2025年1月1日  
至 2025年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	138,784
減価償却費	1,608
株式交付費	1,077
売上債権の増減額（△は増加）	44,938
棚卸資産の増減額（△は増加）	△40,763
前払費用の増減額（△は増加）	△3,284
仕入債務の増減額（△は減少）	△36,070
未払金の増減額（△は減少）	△2,659
未払費用の増減額（△は減少）	510
契約負債の増減額（△は減少）	10,691
未払消費税等の増減額（△は減少）	5,918
その他	4,826
小計	125,579
利息の受取額	185
利息の支払額	△404
補助金の受取額	6,853
法人税等の支払額	△710
営業活動によるキャッシュ・フロー	131,504
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,190
無形固定資産の取得による支出	△5,059
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	278,222
財務活動によるキャッシュ・フロー	278,222
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	401,477
現金及び現金同等物の期首残高	277,731
現金及び現金同等物の中間期末残高	※679,208

**【注記事項】**

(中間損益計算書関係)

※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2025年1月1日  
至 2025年6月30日)

給料賃金	62,193千円
------	----------

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計期間  
(自 2025年1月1日  
至 2025年6月30日)

現金及び預金勘定	679,208千円
現金及び現金同等物	679,208

(株主資本等関係)

当中間会計期間（自2025年1月1日 至2025年6月30日）

## 1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

## 3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2025年3月7日を払込期日とする第三者割当増資の払込みにより、資本金及び資本準備金がそれぞれ139,650千円増加しております。この結果、当中間会計期間末において資本金が239,650千円、資本準備金が409,368千円となっております。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当中間会計期間（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）

当社は製造業向けAIサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、製造業向けAIサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の内容は以下のとおりです。

(単位：千円)

	画像認識 AIサービス	分析AIサービス	その他 AIサービス	合計
顧客との契約から生じた収益	294,385	168,003	5,552	467,941
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	294,385	168,003	5,552	467,941

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1 株当たり中間純利益	7 円85銭
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	118,951
普通株主に帰属しない金額（千円）	51,223
普通株式に係る中間純利益（千円）	67,727
普通株式の期中平均株式数（株）	8,622,831
（うちA種優先株式数（株））	1,666,500
（うちA2種優先株式数（株））	1,658,000
（うちB種優先株式数（株））	298,331
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	2025年1月30日開催の取締役会決議による 第5回新株予約権 新株予約権の数 560個 (普通株式 280,000株) 2025年2月27日開催の取締役会決議による 第6回新株予約権 新株予約権の数 10個 (普通株式 5,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、剩余金配当について普通株式より優先される株式であるため、1 株当たり中間純利益の算定に当たって、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式に配当される優先配当額を中間純利益から控除しております。また、A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式は、各種類株式に優先配当されたあとの剩余金の配当について普通株式と同等の権利を持つことから、1 株当たり中間純利益の算定に用いられる普通株式と同等の株式としております。
3. 2025年8月28日付でA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式のすべてを自己株式として取得し、対価としてA種優先株主、A2種優先株主及びB種優先株主にA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株をそれぞれ交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式について、2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で会社法第178条の規定に基づき、すべて消却しております。
4. 2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(優先株式の取得及び消却)

定款に定める取得条項に基づき、2025年8月28日付ですべてのA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、当社が取得した当該A種優先株式、A2種優先株式及びB種優先株式について、2025年9月16日開催の取締役会決議により、2025年9月30日付で消却しております。

1 取得及び消却した株式数

A種優先株式 3,333株

A2種優先株式 3,316株

B種優先株式 931株

2 交換により交付した普通株数 7,580株

3 交換後の発行済普通株式数 17,580株

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2025年8月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年10月1日付で株式分割を行っております。また、2025年9月30日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年10月1日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2025年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき500株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数 17,580株

今回の分割により増加する株式数 8,772,420株

株式分割後の発行済株式総数 8,790,000株

株式分割後の発行可能株式総数 35,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2025年10月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

株式会社フツパー  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所  
指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

平塙 博路

指 定 社 員  
業務執行社員

公認会計士

芝崎 晃

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フツパーの2025年1月1日から2025年12月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フツパーの2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な

不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上